高情審答申第１４号

平成２０年８月　８日

高松市長　大　西　秀　人　殿

高松市情報公開審査会

会長　川　東　祥　次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成１６年７月７日付け高河第５３５７号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

１　審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「高松漁港地区の埋め立てに関する一切の資料（地図，図面類を含む。）」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分のうち，「同意書」および「議事録（審議内容以外）」中の漁業協同組合連合会会長名，組合長名および組合長理事名については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

２　異議申立てに至る経過

平成１６年５月３１日に，高松市情報公開条例（平成１２年高松市条例第３９号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり，受け付けた。実施機関は，同年６月１１日に公開および一部公開の決定をし，請求人に通知した。請求人は，「本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同月１７日

に異議申立書を提出し，実施機関はこれを受け付けた。

３　異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

（１）　本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。

（２）　本件「決定通知書」の「公開しない理由」は，高松市の情報公開条例の非公開事由に該当しない。

（３）　本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例８条に違反し本件処分は無効である。

４　実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

（１）　請求の対象となった事務・事業の概要

高松漁港は，高松市の沿岸中央部に位置し，県内有数の漁業基地となっており，小型底曳網・敷網・刺網・釣り漁業の沿岸漁業と，ノリ等海面養殖漁業を主体としている。

また，漁港に隣接して物流の拠点である高松中央卸売市場があり，生鮮魚介類供給の一翼を担っている。

高松漁港の整備は，昭和２８～２９年度（修築事業），昭和３０～３７年度（修築事業），昭和３８年～４３年度（修築事業），昭和４４年～４７年度（修築事業），昭和４８年～５０年度（改修事業），平成元年～２年度（局部改良）により漁港整備が行われ，現在に至るものである。

（２）　理事・監事等の印影・団体代表者等の印影・団体の担当者氏名・漁業協同組合連合会会長名・組合長名および組合長理事名について

これらについては，公有水面埋立免許申請書（昭和４７年６月）外９行政文書に係る同意書等に記載されているものである。

理事，監事等の印影・団体代表者等の印影については，公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽装等の不正利用につながるおそれも無いとはいえないから，これを公表することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため，また，団体の担当者氏名については，特定の個人を識別することができるため，また，漁業協同組合連合会会長名・組合長名および組合長理事名については，公開されることにより，通常入手し得る情報と照合することによって，その構成員が識別されることとなり，当該個人の正当な利益を害し，また当該団体の信用・名誉・社会的評価の低下を招いたり社会活動の自由を損なうなど当該団体に不利益を与えることが明らかであるため，条例７条１号および２号に該当し非公開が相当であるとした。

５　審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

本件対象行政文書は「公有水面埋立免許申請書（昭和４７年６月）」，「高松漁港地区公有水面埋立竣功期間伸長許可申請書（昭和５０年９月）」，「高松漁港地区公有水面埋立竣功期間伸長許可申請書について（提出文）（昭和５１年７月）」，「高松漁港地区公有水面埋立の漁港施設利用計画の変更について（昭和５１年１１月）」，「高松漁港地区公有水面埋立竣功認可について（昭和５１年１２月）」，「高松漁港区域内公有水面埋立免許願書の提出について（平成元年１月）」，「高松漁港区域内公有水面埋立に関する工事の進捗状況について（報告）（平成３年４月）」，「高松漁港区域内公有水面埋立区域減少，埋立地用途変更および設計概要変更許可申請書の提出について（平成３年５月）」，「高松漁港区域内公有水面埋立の竣功認可について（申請）（平成３年５月）」および「高松漁港区域内公有水面埋立用地の土地表示登記および所有権保存登記について（平成３年１１月）」であり，「高松漁港地区公有水面埋立に関する図面等（一般平面図ほか３６枚）」については既に公開している。

実施機関の説明によると，対象行政文書のうち，「理事・監事等の印影」，

「団体代表者等の印影」，「団体の担当者氏名」および「漁業協同組合連合会会長名，組合長名および組合長理事名」について非公開としたとのことであった。

（１）　「団体の担当者氏名」および「理事・監事等の印影」について

「団体の担当者氏名」については，特定の個人が識別でき，個人の印影については，公開すべき合理的理由および必要性がなく，これを公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため，条例７条１号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２）　「団体代表者等の印影」について

当審査会は，これまで法人等の印影については，「公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから，これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり，現在もその判断を変更しておらず，新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから，条例７条２号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（３）　「漁業協同組合連合会会長名，組合長名および組合長理事名」について

対象行政文書に係る「同意書」中の漁業協同組合連合会会長名，組合長名および組合長理事名ならびに「議事録（審議内容以外の部分）」中の組合長理事名については，法人および団体の代表者の情報であり，当該事業に関する情報である。また，通常は法人登記簿において公示されているものであり，非公開情報に該当しないというべきである。

よって，当審査会は，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

６　審査処理経過

別紙のとおり

年　　月　　日	処　　理　　内　　容
平成１６年７月７日	諮問書受付
平成２０年３月２８日	実施機関からの非公開理由書受付
平成２０年５月２１日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成２０年７月３０日	答申案審査
平成２０年８月８日	答申